

問番号	問内容
-----	-----

基本事項

★ Q01-01 支援金の概要を教えてください。

文部科学省のガイドライン等に基づき、小学校等の臨時休業等が行われる場合があることを踏まえ、令和4年1月1日から同年6月30日までの間に、

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや
- ・ i) ~ iii) のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった、「委託を受けて個人で仕事をする方」に対し、支援金を支給することとしています。

最新の支援金の詳細な内容等については、厚生労働省のHPをご覧ください。

(厚生労働省HP) <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html>

本支援金の内容や申請手続等に関するお問い合わせは、以下のコールセンターに御連絡ください。

<雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金 コールセンター>

0120-603-999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

★ Q01-02 いつからいつまでの間の仕事ができなかった日が対象になりますか。その理由は何ですか。

令和4年1月1日から同年6月30日までに仕事ができなくなった日が対象となります（令和3年8月1日～同年12月31日までの仕事ができなくなった日に係る申請受付は終了しています。）。

（令和3年8月に、地域一斉での小学校等の夏休み期間の延長等の動きが見られたことを踏まえ、令和3年8月1日からを助成金の対象期間としていました。）

Q01-03 居住する都道府県では緊急事態宣言が解除されたのですが、支援金を受け取ることはできなくなるのですか。

居住する都道府県で緊急事態宣言が解除されたかどうかや、いつ解除されたかにかかわらず、小学校等の臨時休業等が行われ、保護者として子どもの世話をを行う必要があるために、委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合は、支援の対象となります。

問番号	問内容
★ Q01-04	支給額はいくらですか。

令和4年1月1日～2月28日の期間中に仕事ができなくなった日は5,500円、令和4年3月1日～6月30日の期間中に仕事ができなくなった日は4,500円です。

ただし、申請の対象期間（※）において1日以上緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は1日あたり7,500円です。

※「申請の対象期間」とは、申請のあった仕事ができなくなった日の最初の日から最後の日までの間を言います。

例1：小学校等の臨時休業等により仕事ができなくなった日が令和4年3月18日～3月31日で、3月21日まで緊急事態宣言の対象になっていた地域に住んでいる場合

⇒1日あたり7,500円を支給

例2：小学校等の臨時休業等により仕事ができなくなった日が令和4年3月18日～3月31日で、緊急事態宣言の対象地域にもまん延防止等重点措置を実施すべき区域にもならなかった地域に住んでいる場合

⇒1日あたり4,500円を支給